

第30回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年12月24日(水) 午前9時～午前11時07分

2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2

3. 出席委員 14名

会長 15番 重村 耕一郎

会長代理 1番 梶 重明

委員 2番 福島 昌信 9番 神掛 ちず子

4番 園山 秀国 10番 中尾 隆

5番 高橋 慶生 11番 竹ノ内 春則

6番 前田 格男 12番 興邊 雄次

7番 清水 隆一 13番 上水流 政俊

8番 萩原 とよ子 14番 山口 華

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

(1) 開 会

(2) 議事日程について

(3) 議事録署名委員の指名について

(4) 会期の決定について

(5) 事務局報告

① 合意解約申出書 (11件)

② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (5件)

③ 農地法第5条許可申請書の取り下げ願について (1件)

④ 農地中間管理事業の耕作者変更について (3件)

(6) 付議事件及び順序について

日程第1 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について (議案 1件)

日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について (議案 18件)

日程第3 地域計画の変更に対する意見決定について (議案 1件)

日程第4 農地法第5条の規定による許可申請について (議案 3件)

日程第5 非農地証明願の申請審議について (議案 5件)

(7) その他農政一般事項

(8) 閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長

農地係長兼管理調整係長

主 査

事務補助員

- 議 長 それではただ今から、第30回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。
- 議 長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。
- 議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、12番興邊委員と13番上水流委員を指名します。
- 議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。
- 議 長 次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が11件提出されています。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 1ページになります。①合意解約申出書11件です。番号1。貸人、湧水町米永 ○○○○。借人、湧水町米永 ○○○○。土地の所在 米永字木場田○○ 地目は田 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は令和6年4月1日から令和8年12月31日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年11月17日。番号2。貸人、宮崎県西都市 ○○○○。借人、鹿児島市 公益財団法人鹿児島県地域振興公社。土地の所在 恒次字池添○○ 地目は田 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年11月1日から令和12年10月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和8年1月31日。番号3。貸人、湧水町米永 ○○○○。借人、湧水町木場 ○○○○。土地の所在 米永字上別府○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外2筆 計3筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無とありますが、後日、あっせん申し出がありましたので有でお願いします。契約の期間、令和4年4月25日から令和14年4月30日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年11月18日。番号4。貸人、奄美市名瀬 ○○○○ 外1名。借人、湧水町川添 ○○○○。土地の所在 川添字中水流○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外3筆 計4筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和3年2月25日から令和8年2月28日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年12月1日。番号5。貸人、鹿児島市上之園町 ○○○○。借人、湧水町北方 ○○○○。土地の所在 北方字新替○○ 地目は田 面

積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は有となっておりますが、耕作者が決まりましたので、無でお願いします。契約の期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日。解約の理由、腰痛のため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年11月30日。次の番号6も、借人の腰痛に伴う合意解約です。なお、あっせん希望の方も有となっておりますが、耕作者が決まりましたので、無でお願いします。番号7。貸人、大阪府八尾市 〇〇〇〇。借人、湧水町米永 〇〇〇〇。土地の所在 米永字島廻〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和6年6月1日から令和11年5月31日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年12月4日。番号8。貸人、湧水町木場 〇〇〇〇。借人、湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在 木場字鎮守原〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和7年1月28日から令和16年12月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年12月8日。番号9。貸人、湧水町般若寺 〇〇〇〇。借人、湧水町中津川 〇〇〇〇。土地の所在 般若寺字山下川原〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外2筆 計3筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和3年12月24日から令和13年12月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年12月9日。番号10。貸人、湧水町田尾原 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 公益財団法人鹿児島県地域振興公社。土地の所在 北方字古川〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年12月1日から令和12年11月30日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和8年2月28日。次の番号11も農地中間管理事業による耕作者変更となりますのでお目通しください。以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
1 番	1番枠です。10番、賃借権、〇〇〇〇となっておりますが、〇〇さんが自分で作っていたのですか。
事 務 局	利用権の種類が、賃借権ではなく使用貸借権でした。自分の農地を公社に貸し付けて、自分で耕作するということになります。
1 番	自分で振興公社を通して、自分で作っているわけですか。
事 務 局	農地の集約をするために、自分で貸して自分で借りるということもあります。そちらは、使用貸借でお願いします。

議 長 他にございませんか。
(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等が無ければ、以上で合意解約申出書 を終わります。

議 長 次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が5件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 3ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が5件です。
番号1。権利取得者、鹿児島市東谷山 ○○○○。権利取得日、令和5年6月13日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、米永字川陰○○ 地目は田 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者、湧水町川添 ○○○○。権利取得日、令和7年10月22日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、川添字馬場下○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。番号3。権利取得者、奄美市名瀬 ○○○○ 外1名。権利取得日、令和7年8月8日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、川添字中水流○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外10筆 計11筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。番号4。権利取得者、始良市東餅田 ○○○○。権利取得日、令和7年11月17日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、川西字諏訪原○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外9筆 計10筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。番号5。権利取得者、湧水町幸田 ○○○○。権利取得日、令和7年11月4日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、幸田字楠丸○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外4筆 計5筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等が無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議 長 次に、農地法第5条許可申請書の取り下げ願いが1件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 4ページです。農地法第5条許可申請書の取り下げ願いについて。9月の第27回定例総会で許可申請があり審議いたしました議案第328号につきましては、受入であります熊本市の株式会社○○ 代表取締役 ○○○○氏及び渡人であります湧水町川西 ○○○○氏より、受入を株式会社

〇〇から〇〇株式会社に変更し、申請に係る権利の内容を変更して、再度申請を行いたいとの理由により、第5条許可申請書の取り下げが提出されました。土地につきましては、川西字今村〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡の農地です。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 ご質問ご意見がなければ、農地法第5条許可申請書の取り下げ願いについて、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。農地法第5条許可申請書の取り下げについては、承認することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第5条許可申請書の取り下げ願いについてを終わります。

議 長 次に、農地中間管理事業の耕作者変更について 事務局の説明を求めます。
事務局 それでは、説明いたします。資料の5ページをご覧ください。今回は、賃貸借の田が、合計で8,441 ㎡です。内容につきましては、資料をご確認ください。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等が無ければ、以上で農地中間管理事業の耕作者変更についてを終わります。

議 長 以上で、事務局報告を終わります。

議 長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第370号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を議題とします。利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 6ページです。日程第1 議案第370号。農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について。(1)利用権設定。整理番号1号から整理番号8号です。下の地区別集計表をご覧くださいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田が18,487 ㎡です。次に7ページをご覧ください。総括表です。これも合計だけ申し上げます。賃貸借分の田14,378 ㎡。次に使用貸借分の田 4,109 ㎡。合計で田が18,487 ㎡です。詳細は8ページから9ページに記載してありますので、ご確認ください。以上です。

議 長 順を追って審査します。まず、整理番号1号を審査します。整理番号1号については、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に、〇

○番○○委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。

(○○委員退席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号1号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号1号については、承認することに決定しました。

議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(○○委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。

議 長 次に、整理番号2号から8号を審査します。整理番号2号から8号までの事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号2号から8号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号2号から8号については、承認することに決定しました。

議 長 以上で、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を終わります。

議 長 日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。議案第371号から議案第388号までの18議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 10ページです。日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について。議案第371号。権利, 所有権移転。土地の所在, 中津川字田ノ神ノ下○○ 地目は田 農振内 面積は○○㎡です。渡人, 宮崎市 ○○○○。受人, 湧水町中津川 ○○○○。受人の経営面積は○○㎡です。労力総数2。申請事由は規模拡大。売買価格は10アール当たり○○万円です。次に議案第372号。権利, 所有権移転。土地の所在, 川西字柿木○○ 地目は田 農振内 面積は○○㎡です。渡人, 霧島市横川町 ○○○○。受人, 湧水町中津川 ○○○○。申請事由は規模拡大。売買価格は10アール当たり○

〇万円です。次に議案第 373 号。権利，所有権移転。土地の所在，般若寺字山下川原〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外 2 筆 計 3 筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町般若寺 〇〇〇〇。受人，湧水町中津川 〇〇〇〇。申請事由は規模拡大。売買価格は全部で〇〇万円です。次に議案第 374 号。権利，所有権移転。土地の所在，川添字中水流〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外 3 筆 計 4 筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人，奄美市名瀬 〇〇〇〇 外 1 名。受人，湧水町川添 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大。売買価格は 10 アール当たり 〇千円です。次に議案第 375 号。権利，所有権移転。土地の所在，鶴丸字山角〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外 1 筆 計 2 筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町鶴丸 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大。売買価格は全部で〇〇万円です。次に議案第 376 号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字新中野〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人 湧水町川西 〇〇〇〇。受人，湧水町川添 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第 377 号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字中溝〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 4。申請事由は規模拡大。売買価格は 10 アール当たり 〇〇万円です。次に議案第 378 号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字上糶田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外 1 筆 計 2 筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人，宮崎市吉村町 〇〇〇〇。受人，湧水町川添 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大。売買価格は全部で〇〇万〇千円です。次に議案第 379 号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字越水〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外 1 筆 計 2 筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。労力総数 2。申請事由は新規就農。売買価格は〇〇万〇千〇百円です。次に議案第 380 号。権利，賃借権設定。土地の所在，川西字長谷〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡のうち〇〇㎡ 外 1 筆 計 2 筆 合計面積は〇〇㎡です。貸人，湧水町川西 〇〇〇〇 外 1 名。借人，岐阜県美濃加茂市 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。借人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 12。申請事由は〇〇栽培の賃借権設定の期間更新。賃借料は 2 筆で〇〇万〇千〇百円です。次に議案第 381 号。権利，地上権設定。土地の所在，川西字長谷〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外 1 筆 計 2 筆 合計面積は〇〇㎡です。貸人，湧水町川

西 ○○○○ 外 1 名。借人，宮崎市天満 1 丁目 合同会社○○ 代表社員 ○○○○。労力総数 1 2。申請事由は営農型太陽光発電事業の期間更新。賃借料は 2 筆合計で○○万円です。次に議案第 382 号。権利，所有権移転。土地の所在，木場字西屋敷○○ 地目は畑 農振外 面積は○○㎡です。渡人，霧島市牧園町 ○○○○。受人，湧水町木場 ○○○○。労力総数 1。申請事由は受贈。贈与です。次に議案第 383 号。権利，所有権移転。土地の所在，木場字内堀○○ 地目は畑 農振外 面積は○○㎡です。渡人，始良市東餅田 ○○○○。受人，湧水町米永 ○○○○。労力総数 1。申請事由は新規就農。空き家バンク登録物件です。贈与です。次に議案第 384 号。権利，所有権移転。土地の所在，木場字鎮守原○○ 地目は畑 農振内 面積は○○㎡です。渡人，湧水町木場 ○○○○。受人，湧水町木場 ○○○○。受人の経営面積は○○㎡です。労力総数 5。申請事由は規模拡大。売買価格は○○万円です。次に議案第 385 号。権利，所有権移転。土地の所在，幸田字山角○○ 地目は畑 農振外 面積は○○㎡ 外 1 3 筆 計 1 4 筆 合計面積は○○㎡です。渡人，湧水町幸田 ○○○○。受人，湧水町幸田 ○○○○。受人の経営面積は○○㎡です。労力総数 4。申請事由は受贈。親子間の贈与です。次に議案第 386 号。権利，所有権移転。土地の所在，恒次字池添○○ 地目は田 農振内 面積は○○㎡です。渡人，宮崎県西都市 ○○○○。受人，湧水町恒次 ○○○○。受人の経営面積は○○㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大。売買価格は○○万円です。次に議案第 387 号。権利，所有権移転。土地の所在，北方字老神原○○ 地目は畑 農振内 面積は○○㎡ 外 1 筆 計 2 筆 合計面積は○○㎡です。渡人，湧水町田尾原 ○○○○。受人，湧水町田尾原 ○○○○。受人の経営面積は○○㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大。売買価格は全部で○○万円です。次に議案第 388 号。権利，賃借権設定。土地の所在，幸田字前原○○ 地目は畑 農振内 面積は○○㎡です。貸人，霧島市国分 ○○○○。借人，湧水町幸田 ○○○○。借人の経営面積は○○㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大。賃借料は年間○○万○千円です。以上です。

議 長 農地法第 3 条の許可区分は，湧水町農業委員会です。

議 長 順を追って審議します。はじめに，議案第 371 号から議案第 373 号を審議します。議案第 371 号から議案第 373 号については，農業委員会等に関する法律第 3 1 条議事参与の制限に，○○番○○委員が抵触しますので，退席を求めるため 暫時休憩します。

(○○委員退席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。

議 長 順を追って審議します。

議 長 まず、議案第 371 号について審議します。議案第 371 号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

4 番 4 番園山が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 371 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページから 3 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 371 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 371 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 372 号を審議します。議案第 372 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 3 番 1 3 番上水流が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 372 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ、4 ページから 5 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項につきまして、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 372 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 372 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 373 号を審議します。議案第 373 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

4 番 4 番園山が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 373 号の現地調査の報

告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 1 ページ，6 ページから 7 ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は畑です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第 373 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 373 号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。
(○○委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。

議 長 次に，議案第 374 号を審議します。議案第 374 号につきましては，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

1 3 番 1 3 番上水流が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 374 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 1 ページ，8 ページから 1 0 ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第 374 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 374 号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に，議案第 375 号を審議します。議案第 375 号につきましても，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

1 3 番 1 3 番上水流が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 375 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告

書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ, 1 1 ページから 1 3 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項につきましては、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 375 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 375 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 376 号を審議します。議案第 376 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

4 番 4 番園山が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 376 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ, 1 4 ページから 1 5 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 376 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 376 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 377 号を審議します。議案第 377 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

4 番 4 番園山が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 377 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ, 1 6 ページから 1 7 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。

調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 377 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 377 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 378 号を審議します。議案第 378 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 3 番 1 3 番上水流が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 378 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ、1 8 ページから 1 9 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 378 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 378 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 379 号を審議します。議案第 379 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 3 番 1 3 番上水流が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 379 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ、2 0 ページから 2 1 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 379 号は調査委員の報告は許可相当とい

うことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 379 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 380 号を審議します。議案第 380 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

4 番 4 番園山が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 380 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 22 ページから 30 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 380 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 380 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 381 号を審議します。議案第 381 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

4 番 4 番園山が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 381 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 22 ページから 24 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 381 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 381 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

- 議 長 次に、議案第 382 号を審議します。議案第 382 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 9 番 9 番神掛が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 382 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 31 ページから 33 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 382 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 382 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 383 号を審議します。議案第 383 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 9 番 9 番神掛が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 383 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 31 ページ、34 ページから 35 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 383 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 383 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 384 号を審議します。議案第 384 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 6 番 6 番前田が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 384 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一

覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 31 ページ、36 ページから 37 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第 384 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 384 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 次に、議案第 385 号を審議します。議案第 385 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

6 番 6 番前田が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 385 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 31 ページ、38 ページから 42 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田及び畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第 385 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 385 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 次に、議案第 386 号を審議します。議案第 386 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

9 番 9 番神掛が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 386 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 31 ページ、43 ページから 44 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。

調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 386 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 386 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 387 号を審議します。議案第 387 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

9 番 9 番神掛が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 387 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 31 ページ、45 ページから 46 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 387 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 387 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 388 号を審議します。議案第 388 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

6 番 6 番前田が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 388 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 47 ページから 49 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 388 号は調査委員の報告は許可相当とい

うことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 388 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第 3 地域計画の変更に対する意見決定についてを議題とします。町長から意見を求められています。議案第 389 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 17 ページです。日程第 3 地域計画の変更に対する意見決定について。議案第 389 号です。今回の地域計画の変更は、下川西地区です。願い出人は京都市伏見区 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 土地の所在は川西字今村○○ 地目は田 農振外 面積は○○㎡の農地です。目的は太陽光発電施設設置となります。次に議案参考資料の 54 ページをご覧くださいと思います。四角で囲ってある部分が今回の変更部分になります。湧水町の地域計画は、区域内の農用地等の面積設定の最小単位が 1 ヘクタールで設定されております。表の中で、番号 12 の下川西地区については、個別の計画の変更はあったものの、地域計画全体における面積の変更はありませんでした。以上です。

議 長 それでは、議案第 389 号を審議します。議案第 389 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

13 番 13 番上水流が報告します。地域計画の変更に係る議案第 389 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 50 ページから 54 ページをご参照ください。申し出の内容は、太陽光発電施設への転用による地域計画の変更の申し出です。調査は、農振法に基づき、除外に係る 6 要件を満たしていることを確認しました。周囲の状況は、北は田、東は宅地、南は畑、西は道路です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。調査意見は、地域計画の変更はやむを得ないと思われます。以上報告します。

議 長 ただ今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 389 号は調査委員の報告は地域計画の変更について 変更 やむを得ないということです。地域計画の変更について 変更 やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませ

んか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 389 号につきましては、地域計画の変更について 変更 やむを得ないと認め、町長に回答することに決定しました。

議 長 以上で、地域計画の変更に対する意見決定について を終わります。

議 長 次に、日程第 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題とします。議案第 390 号から議案第 392 号までの 3 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 18 ページです。日程第 3 農地法第 5 条の規定による許可申請について。議案第 390 号。権利，地上権設定。土地の所在，川西字今村〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡です。農地区分は 2 種で地域計画外になります。貸人，湧水町川西 〇〇〇〇。借人，京都市伏見区 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。形態は 30 年間の賃借で，用途施設は太陽光発電施設です。太陽光パネルの設置面積は〇〇㎡となります。申請事由は，申請地を借り受け，太陽光発電設備を建設したいため。添付書類として位置図・配置図・事業計画書・被害防除計画書及び誓約書，ガイドライン，事業者変更届出書がありました。次に，議案第 391 号。権利，地上権設定。土地の所在，川西字今村〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡です。農地区分は 2 種で地域計画内になります。貸人，湧水町川西 〇〇〇〇。借人，京都市伏見区 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。形態は 30 年間の賃借で，用途施設は太陽光発電施設です。太陽光パネルの設置面積は〇〇㎡となります。申請事由は，申請地を譲り受け，太陽光発電施設を建設したいため。添付書類として位置図・配置図・事業計画書・被害防除計画書及び誓約書，ガイドライン，事業者変更届出書がありました。次に，議案第 392 号。権利，賃借権設定。土地の所在，川西字長谷〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡のうち〇〇㎡ 外 1 筆 計 2 筆 合計面積は〇〇㎡です。農地区分は 2 種で地域計画外になります。貸人，湧水町川西 〇〇〇〇 外 1 名。借人，宮崎市天満 1 丁目 合同会社〇〇 代表社員 〇〇〇〇。形態は 10 年間の賃借で，用途施設は営農型太陽光発電施設です。設置面積はパネルを支える杭 208 本で〇〇㎡となります。申請事由は，当該申請地で〇〇を栽培し営農型太陽光発電事業を行っている。許可の更新時期を迎え，今後も〇〇栽培及び営農型太陽光発電事業を行いたいため。添付書類として位置図・配置図・立面図・事業計画書・被害防除計画書及び誓約書，意見書，営農計画書がありました。以上です。

議 長 農地法第 5 条の許可区分は，湧水町農業委員会です。

議 長 順を追って審議します。はじめに、議案第 390 号を審議します。議案第 390 号につきましては、9 月に現地調査が行われていますので、今回は、事務局より報告いたします。

事 務 局 それでは、事務局で報告します。農地法第 5 条に係る議案第 390 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 55 ページから 61 ページをご参照ください。周囲の状況は、北は道路、東は宅地、南は田、西は畑です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書、位置図、被害防除計画書及び誓約書、ガイドライン、事業者変更届出書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見がなければ、議案第 390 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 390 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 391 号を審議します。議案第 391 号につきましても、現地調査が行われていますが、先ほど地域計画の変更に対する意見決定において報告がありましたので、今回は、事務局より報告します。

事 務 局 それでは、事務局より報告します。農地法第 5 条に係る議案第 391 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 55 ページ、62 ページから 67 ページをご参照ください。周囲の状況は、北は田、東は宅地、南は畑、西は道路です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書、位置図、被害防除計画書及び誓約書、ガイドライン、事業者変更届出書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見がなければ、議案第 391 号は、調査委員の報告は許可相当と

ということです。ただし、地域計画内の農地のため保留とし、地域計画除外決定後に、その許可を会長に一任することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。議案第 391 号につきましては保留とし、地域計画除外決定後に、その許可を会長に一任することに決定しました。

議 長 次に、議案第 392 号を審議します。議案第 392 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

4 番 4 番園山が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 392 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 68 ページから 75 ページをご参照ください。周囲の状況は、北は太陽光発電施設、東は道路、南はため池、西は山林です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書、位置図、被害防除計画書及び誓約書、ガイドライン等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

（なしの声あり）

議 長 ご質問ご意見がなければ、議案第 392 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。議案第 392 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第 5 条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第 5 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議案第 393 号から議案第 397 号までの 5 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 20 ページです。日程第 5 非農地証明願の申請審議について。議案第 393 号。願出人、三重県桑名市 ○○○○。土地の所在、川西字今園○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は昭和 60 年頃、農地法の許可を得ないで植林したため雑木林化した。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条の第 2 号、第 3 号、第 9 号です。次に議案第 394 号。願出人、鹿児島

島市下荒田 〇〇〇〇。土地の所在，稲葉崎字通山〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，申請地は鳥獣被害が多く，耕作できる者がいなかったため，耕作放棄地となった。非農地判定基準は，該当する項目がありませんでした。次に議案第 395 号。願出人，鹿児島市下荒田 〇〇〇〇。土地の所在，稲葉崎字通山 〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外 1 筆 計 2 筆 合計面積は〇〇㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，申請地は鳥獣被害が多く，耕作できる者がいなかったため，耕作放棄地となった。非農地判定基準は，湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条の第 2 号，第 3 号，第 4 号，第 5 号です。次に議案第 396 号。願出人，千葉県大網白里市 〇〇〇〇。土地の所在，木場字黒岩〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，申請地は平成 5 年頃，農地法の許可を得ないで植林し山林化した。非農地判定基準は，湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条の第 4 号，第 6 号，第 9 号です。次に議案第 397 号。願出人，湧水町幸田 〇〇〇〇。土地の所在，幸田字前原 〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡ 外 1 筆 計 2 筆 合計面積は〇〇㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，申請地は昭和 60 年頃から耕作放棄され鳥獣被害もあり山林化した，平成元年頃，農地法の許可を得ないで植林したため山林化した。非農地判定基準は，該当する項目がありませんでした。以上です。

議 長 それでは，議案第 393 号を審議します。議案第 393 号につきましては，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

1 3 番 1 3 番上水流が報告します。非農地証明願いに係る議案第 393 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 76 ページから 79 ページをご参照ください。調査意見は，申請地は昭和 60 年頃，農地法の許可を得ずに植林され山林化しており，今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから，非農地判断基準の第 2 号，第 3 号，第 9 号に該当することを確認したため，非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ，議案第 393 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異

議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます議案第 393 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に、議案第 394 号を審議します。議案第 394 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

6 番 6 番前田が報告します。非農地証明願いに係る議案第 394 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 80 ページから 83 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は鳥獣被害が多く、耕作できる者がいなかったため、耕作放棄地となったとありますが、耕運機等で農地への復元が可能であると判断しました。以上のことから、非農地判断基準に該当しないことから非該当と判断しました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

7 番 7 番清水です。堆肥の野積みがあったとのことですが、前の耕作者はわかりませんか。

6 番 6 番前田です。申請があった土地については、以前から堆肥の野積みがあるということで、農業委員会等に指導をしてくれと要請が出されていたようです。違法的な農地について、許可をすることはいけないと判断しました。除去が出来ないような状況でもございませんでした。入口についても車が行けないとか、農耕車が入れないというような状況でもありませんでした。復元は可能であると判断しました。

議 長 他にございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 394 号については調査委員の報告は非農地判定非該当ということです。非該当と認め、不承認とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 394 号につきましては、非該当と認め、不承認とすることに決定しました。

議 長 次に、議案第 395 号を審議します。議案第 395 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

6 番 6 番前田が報告します。非農地証明願いに係る議案第 395 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書

と議案参考資料の８０ページ，８４ページから８６ページをご参照ください。調査意見は，申請地は鳥獣被害が多く，耕作できる者がいなかったため，耕作放棄地となり，今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから，非農地判断基準の第２号，第３号，第４号，第５号に該当することを確認したため，非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ，議案第 395 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 395 号につきましては，非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に，議案第 396 号を審議します。議案第 396 号につきましても現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いいたします。

9 番 9 番神掛が報告します。非農地証明願いに係る議案第 396 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の８０ページ，８７ページから８９ページをご参照ください。調査意見は，申請地は平成５年頃，農地法の許可を得ずに植林され山林化しており，今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから，非農地判断基準の第４号，第６号，第９号に該当することを確認したため，非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ，議案第 396 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 396 号につきましては，非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に，議案第 397 号を審議します。議案第 397 号につきましても現地調査

が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

9 番 9 番神掛が報告します。非農地証明願いに係る議案第 397 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 80 ページ、90 ページから 93 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は昭和 60 年頃から耕作放棄され、鳥獣被害もあり、平成元年頃、農地法の許可を得ずに植林されたと思われるのですが、伐採されており、山林を確認できませんでした。以上のことから、非農地判断基準に該当しないと判断しました。以上報告します。

また、これは受け付ける時点に調査をして、委員が調査をする前に非該当として却下して欲しかったです。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

10 番 10 番中尾です。伐採されて、切株とかがあって農地に復元できないというのは考えられないのですか。復元するにあたり費用が掛かるとか、採算に合わないとかなどの理由ではダメなのでしょうか。

事務局 事務局より報告します。非農地証明交付基準に該当する項目がないと判断できないと思います。植林後、農地としての活用は難しいとは思いますが、植林されて年数が経過していた場合は非農地判定が可能です。伐採後は、非農地証明交付基準に該当する項目がないため、非農地としての判断ができないこととなります。農地として使用せず、再度植林する場合には、第 4 条申請を行うことになると思います。

議 長 他にございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 397 号については調査委員の報告は非農地判定非該当ということです。非該当と認め、不承認とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 397 号につきましては、非該当と認め、不承認とすることに決定しました。

議 長 以上で、非農地証明願の申請審議についてを終わります。

議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。
(なしの声あり)

議 長 なければ、その他農政一般事項について を終わります。

議 長 以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第
30回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前11時07分

議 長 _____

12番 _____

13番 _____